

第 362 回滋賀県内水面漁場管理委員会 会議要録

1. 日 時 令和 6 年 3 月 6 日（水） 14 時 00 分～15 時 40 分
2. 場 所 日本生命大津ビル 4 階
（一社）環びわ湖大学・地域コンソーシアム 会議室
3. 出 席 委 員 林 英志 池田 則之 佐野 昇 宮崎 多恵子
三浦 公孝 中野 公孝 須藤 明子 池田 廣美
轟 保幸 亀甲 武志
4. 事 務 局 職 員 武田事務局長 上垣主任書記 磯田書記 秋永書記
橋本書記
5. 説 明 員 水産課 西森主席参事 上野参事 三枝課長補佐
田口主査 草野主任技師 上垣主幹（兼務） 磯田副主幹
（兼務） 秋永主任技師（兼務） 橋本主事（兼務）
水産試験場 酒井場長 吉岡専門員
6. 会議に付した事件 別添のとおり
7. 配布した参考資料 別添のとおり
8. 議事の経過概要 別添のとおり

会 長 林 英志 印

署名委員 宮崎多恵子 印

署名委員 三浦公孝 印

議 事 の 経 過 概 要

開会宣告 14 時 00 分

武田事務局長 　　ただ今から、第 362 回滋賀県内水面漁場管理委員会を開催します。本日の司会を務めさせていただきます本委員会事務局長兼水産課漁政係長の武田でございます。よろしくお願いいたします。

　　本日御出席の委員は、10 名でございますので、漁業法第 173 条において準用する同法第 145 条第 1 項の規定により、本委員会は成立していることを報告いたします。

　　それでは、議事の進行につきまして、会長よろしくお願いいたします。

林会長 　　議事に入る前に、このたびの令和 6 年度能登半島地震で被災された皆様に心よりお見舞い申し上げます。被害を受けられた皆様の安全と一日でも早く平穏な生活に戻られますことを、当委員会としてもお祈り申し上げたいと思います。

　　それでは、ただ今から第 362 回滋賀県内水面漁場管理委員会の議事に入ります。

　　本日の議事録署名人は、轟委員、佐野委員にお願いしたいと思います。

　　それでは、諮問事項に入ります。遊漁規則の変更認可について、水産課から説明をお願いします。

(1) 諮問事項

ア 遊漁規則の変更認可について

水産課説明 磯田副主幹

林会長 　　ただ今の説明について、ご意見、ご質問等があれば発言願います。

佐野委員 　　意見はありません。

林会長 　　それでは、ただいま説明のありました滋賀県内水面漁場計画の作成については、異議なしとして答申することといたします。

　　なお、答申の文案につきましては、事務局に一任することといたします。

　　それでは、協議事項に入ります。令和 6 年度内水面第 5 種共同漁

業権漁場における目標増殖量について、事務局から説明をお願いします。

(1) 協議事項

ア 令和6年度内水面第5種共同漁業権漁場における目標増殖量について
事務局説明 磯田書記

林会長 　　ただ今の説明について、ご意見、ご質問等があれば発言願います。

佐野委員 　　高島鴨川漁業協同組合について、溪流魚の放流は計画の倍行っているが、アユは全く増殖できていない。組合の経営はわかりませんが溪流魚の放流を減らしてアユの放流を増やせばいいのではないかと思います。どちらかというアユ釣りのお客さんの方が多いと思いますが。そういったことを高島鴨川漁協に伝えてほしいと思います。

上垣主幹 　　ありがとうございます。ご指摘の部分はごもっものことでございまして、高島鴨川漁協さんには事務局の磯田がギリギリまで指導してきてもらっていました。先ほどおっしゃっていただいた、溪流魚の放流量が計画を超えているのにアユはそうではないという点と、漁業権の切り替えの時に頑張るという宣言を頂いたという事もあります。そのことを踏まえて溪流魚の部分を多少なりともアユの方にということもあるんですが、アユの種苗が高く、魚種ごとの経営状況を確認しますと、アユは赤字であり、できておりません。ただ、おっしゃっていただいた部分は私どもも十分理解しており、これからもアユ漁業の経営適正化については指導していきたいと思っています。また、漁場計画を立てながら漁業権の切り替えを行ってきた経緯もありますので、この部分は注力して指導していきたいと思います。この状態が続けば増殖を怠っているということに該当しないわけではないと我々も思っております。その場合は指導したり勧告したり、行き着くところまで行けば漁業権の取り消しまで行きます。そのことは組合さんの方にも重々言わせていただいておりますが、組合さんも十分わかっておきながらも経営状況を見るとかなり厳しい状況であるといことです。引き続き指導を続けたいと思います。

佐野委員 　　はい、わかりました。

須藤委員 質問です。資料 12 ページの残存率について、高時川だけは結構残存率が高いんですけれども、これは思い当たる要因はありますか。

吉岡専門員 高時川の令和 3 年ですか、令和 4 年ですか。

須藤委員 12 ページ上のところ、他のところでは春放流と秋放流で全然違うんですが、高時川だけはそこまで違わないのはなにか要因がありますか。

吉岡専門員 ちょっと原因はわかりませんが、令和 4 年は春放流と秋放流で差がないという結果になりました。

須藤委員 特に何かが変わったわけではないのですか。

吉岡専門員 もしかすると水量的なものとか、そういった関係で…。どうしても春放流は先に放流しますので、春以降に増水が出た場合に、魚が落ちてしまいます。6 月 7 月に激しい増水があると、流下してしまうということがあるんですけれども、その辺のこともあったのかもしれないと思っております。

池田廣美委員 12 ページのところ、秋放流と春放流を過去やってきました。最近はお指導いただいて、特にイワナ、アマゴの放流で、気温が下がってきた時点で放流するのが適当であるとして放流してきたのですが、ここに書いてあるのはイワナにおいては秋放流がいいが、アマゴはどっちかというところでも春でもよいと書いてありますので、うちは 1 年に 1 回しか放流しておりませんので、秋と春 2 回放流するとなると、人件費などもかかってきます。アマゴも死亡率も考え実際には両方とも秋に放流したほうが良いのでしょうか。

吉岡専門員 春放流と秋放流の生残率が変わらない理由は、おそらくアマゴの場合は、10 月に採卵いたしまして、次の 9 月の時点で一番大きな個体は早熟雄といって河川残留型雄となり、その次のサイズがスマルト、銀ピカの醒井に多い種苗になって、それより下のサイズがパーといわれる模様のきれいな種苗となります。基本的にスマルトというのは海に下る傾向があります。生残率が変わらないのは、放流した魚がスマルトになって漁場から流下しているというのがあります。

す。基本的には生残率は変わりませんので、秋放流と春放流どちらを選んでいただいても結構なんですけれども、組合長のおっしゃるように2回放流するのが手間な場合には、秋放流だけでもいいです。ただ、金額的なところでいいますと、アマゴの場合、春放流は秋放流の30%ほどの金額で放流できます。そのあたりを勘案して、組合で選んでいただければと思います。

池田廣美委員

成魚においてもアマゴの生残率は稚魚と同じで非常に悪いです。うちの組合の生け簀の中で比較すると稚魚より死亡率が高いです。イワナはほとんどないんですが、それは病気によるものか、原因はなんでしょうか。

吉岡専門員

イワナと比べるとアマゴは基本的に病気に弱く、ハンドリングにも弱いです。イワナとアマゴの差はそういうところかなと思います。

佐野委員

12ページ、高島鴨川の令和3年度と令和4年度で全然違うが何かあったんでしょうか。

吉岡専門員

高島鴨川の上流に水力発電所ができて、本試験区がその工事区間に入っており、おそらく濁水などが出た可能性があります。

佐野委員

そんなことわかっていただろうに。高島鴨川漁協さんもこの辺は説明もしっかり聞いて試験放流してもらわないと、無駄になってしまう。

もう一つ、放流の1尾あたりの重量が2gと案がありますが、これは今後のこの案でいくのでしょうか

吉岡専門員

春放流に関しては、2g、5gのものを放流して試験しています。その結果、2gの方が生残率が高いという結果が得られています。先ほど申し上げましたとおり、春先に大きいものを放流すると秋時点でスマルトし、漁場から逸脱する、という観点から2gのものを放流するのがよいと考えております。

佐野委員

2gで尾数同数であればキ口数的にも金額的にも多少は安くなると思いますが、金額的な面でなにか考えられていますか。

吉岡専門員

金額的な部分も検討しています。先ほども申し上げましたが、金

額的には春放流は秋放流の30%くらいかと思います。

佐野委員 はい、わかりました。

林会長 2g魚の放流というのは、大丈夫かと思っています。2年の調査で、調査中には濁水などもあり、そのような結果をもとにすぐに目標増殖量の中にいれてよいものか、もう少し検討する必要があるのではないかと思います。また、アマゴについて、色々なことが言われてます。スマルト化するなど。在来のアマゴであれば定着する、スマルト化するのが少ないのではないのでしょうか。どうでしょうか亀甲委員。

亀甲委員 在来のアマゴは、おそらく下らない残留系統かと思っています。その下らない系統を種苗に用いられれば良いと思いますが、増殖できるかどうかという課題と、たくさん作れるか、そして試験放流してみ、種苗としての適性を見ていくべきかと思っています。

吉岡専門員 まさに亀甲委員のおっしゃる通りで、醒井養鱒場としましては滋賀県の天然のアマゴをもってきて、種苗生産できるように取り組んでおります。それがある程度溜まれば、放流して効果を見たいと思っています。いずれは滋賀県産天然由来の種苗を導入したいと考えております。

林会長 やはりなるべくはそうすべきだと思います。在来のアマゴをどうするのかというところを県として、検討したほうが良いと思います。

2g放流については今後様子を見ていくということで、基本的なところをもうちょっと話してもらわないかと思っています。もしするんであれば、まず委員会で発表をして、河川組合や漁連でも発表して、皆さんが納得したうえでこういうものに載れば良いとは思いますが。

なにかありますか。

磯田書記 これから、種苗について、色々変わってくる可能性もありますので、当然新しい知見が出てきましたら、この基準については変えていきますので、新しい知見が出てくればそれに則って変わっていくと考えております。

林会長

ということだそうです。皆さんよろしいですか。

異議がないということでありましたら、ただ今説明のありました目標増殖量につきましては、原案の通り定め、公示することとします。

それでは、2番目の協議事項に入ります。ホンモロコ産卵保護のための採捕の規制にかかる委員会指示について、水産課と事務局から説明をお願いします。

(2) 協議事項

イ ホンモロコ産卵保護のための採捕の規制に係る委員会指示について

水産課 田口主査

事務局 上垣主任書記

林会長

ありがとうございました。ただ今の説明について、ご意見、ご質問等があれば発言願います。

須藤委員

推定資源量について教えてください。2007年以降の資源量を示していただいているんですが、漁獲量が多かった1990年代とかの推定資源量は計算されているのかというのが1点と、1990年くらいまでの資源量まで回復するには、どれくらいの年数が必要であるといったことは分かっているのでしょうか。

酒井場長

ホンモロコの推定資源量については、今回算出したのは2007年以降の情報を使って算出したものですので、かつて漁獲量が多かったころの資源量については算出しておりません。

須藤委員

それは難しいのですか。

酒井場長

今回推定方法を見直してありまして、以前は標識放流した結果に基づいて推定してありました。それで2007年以降推定してありましたが、資源が増えますと、標識放流しても採捕できる確率が下がるので推定制度が極めて荒くなるということで、推定方法を見直しまして、色々な魚種で使われているコホート解析という、漁獲量とか漁獲年齢とか、そういった情報を使った推定方法に見直したということで、推定の期間は同じ期間について推定したということになります。

もう1点の質問につきましては、正直具体的な答えは持っておりませんが、おそらく当時とは琵琶湖の環境も変わってきておりまして、近年は、琵琶湖の生産力が低下しているのではないかという懸念を持っております。シジミが痩せたり、アユの成長が悪くなったりということが時々起こるようになってきておりますので、ホンモロコの資源量も、かつてと同じだけ養えるかどうか心配しております。

須藤委員

回復途上とはいえ、どこまで回復するかはわからないということですか。

酒井場長

そうですね。資源量と合わせて成長とか肥満度という指標も見ているんですが、最近、資源量が増えるのと同時に、肥満度が低下しているということも明らかになっており、今後の資源の動きを慎重に見ていく必要があると思っております。

林会長

他に何かありますか。

では私から。海区の方もそうなんですが、長いこと委員会指示をやっていますが、規則改正はいつ頃やるつもりでしょうか。去年も同じことを言いましたが、調整規則に載せて、他の土木工事とか、そういうものに対する歯止めなり、意見を言えるようなものにしたらいかがなものかなと思っておりますがいかがでしょうか。

田口主査

規則化についてですが、ここ1、2年、担当者レベルにはなってしまうんですが、水産試験場の担当ともどういう形であるのがいいのかということについて話し合ってきておりました。ここ数年の間でホンモロコの資源は急激に増えておりまして、琵琶湖での状況ですとか、琵琶湖に流れ込んでいる色々な河川の情報を聞いてますと、大きく状況は変わっておりまして、規制の在り方ですとか、どう考えていくのがいいのかと悩ましいところで、難しいと感じているところです。会長おっしゃるように、できるだけ早めに判断していきたいと考えているんですが、もう少し琵琶湖の状況を見極めるお時間をいただければと思っております。

林会長

琵琶湖の環境どうのこうのという話は、毎年変わるわけです。今年は雪が多かった、暖冬だった、なんとでも言えるわけです。そうではなくて、この委員会指示によってホンモロコが上向きになった

ということは、委員会指示そのものは間違いじゃなかった、みんなに周知されてきたということですから、これだったら、規則改正して、これだけは押さえなさいよというものを示していくべきではないでしょうかということを行っています。環境なんて言うのはココロ変わるのは当たり前です。いつまでたってもできませんよ。まあ、規制することを反対するわけではありませんが、もういい加減にしてくださいよという風に思います。これは委員会としてそういう風に持っていきたいと思います。

よろしいですか。

それでは、ただいま説明のありましたホンモロコ産卵保護のための採捕の規制にかかる委員会指示については、事務局案のとおり指示することといたします。

なお、公示にあたり、県の法規担当課との調整等により、軽微な修正が必要になった場合には、事務局に一任することといたします。

それでは、3番目の協議事項に入ります。コイヘルペスウイルス病まん延防止のための委員会指示について、水産課と事務局から説明をお願いします。

(3) 協議事項

ウ コイヘルペスウイルス病まん延防止のための委員会指示について

水産課 草野主任技師

事務局 上垣主任書記

林会長

ありがとうございました。ただ今の説明について、ご意見、ご質問等があれば発言願います。

ヨーロッパの方ではたくさんコイを食べていると思いますが、そっちの方ではこのような委員会指示のようなものは出しているのでしょうか。

検査をした魚であれば放流しても良いということですが、そんな魚はどこで手に入ればよいのでしょうか。茨城の養殖業者から手に入れるのか、その2点について教えてください。

三枝課長補佐

コイヘルペスウイルス病は皆さんご存じのとおり、日本国内だけではなく海外でも発生している病気です。ただ、ヨーロッパにおいても委員会指示という対策が取られているかどうかというのは、存じ上げないのでまた調べておきます。

PCR 検査で陰性となったコイの入手先についてですが、食料コイ

を中心に、九州の方で陰性確認された養魚場がありますので、経費の部分から現実的ではないかもしれませんが、陰性が確認されたコイの稚魚を入手するという事は、理論上可能となっております。

林会長

そうすると漁業権魚種としてコイを設定しているところは、九州から入手すればよいということですね。

三枝課長補佐

陰性確認しようと思うと、6か月の間に2回、所定の尾数をPCR検査しなければならないということで、非常にコストが高つくということが考えられますし、また、県内の水域はほぼほぼ既発生水域となっており、ウイルスが一定いるものだと考えられている水域となります。そのため、清浄な場所から陰性のコイを持ってきたとしても、漁場内で感染して病気が発生して死んでしまうということも拭い去れませんので、なかなか現実的ではないかなと思っております。

上垣主任書記

追加で、現在漁業権魚種としてコイを設定している漁協がどうしているかということですが、余呉湖漁業協同組合でしたら、キンランを浮かべて天然のコイを産ませて、その稚魚を取り上げて育てて放流する、要は、現場の親魚を使って産卵場醸成的なところをやっている組合が2カ所あります。そのほかの組合については、ほぼ何もできていないですが、コイを釣りたいという人が0なところですから、厳密に言えば増殖をやっているとは言えないので、コイだけで遊漁料は取れないということになりますが、そういった漁場環境の適切な管理という意味で増殖行為という風には見さしていただいているところがあります。

林会長

はい、分かりました。よろしいでしょうか。

それでは、ただいま説明のありました“コイヘルペスウイルス病まん延防止のための委員会指示については、事務局案のとおり指示することといたします。

なお、公示にあたり、県の法規担当課との調整等により、軽微な修正が必要になった場合には、事務局に一任することといたします。

それでは、報告事項に入ります。まず1番目の令和5年次 漁業権にかかる資源管理の状況等の報告について、水産課から説明をお願いします。

(1) 報告事項

ア 令和5年次 漁業権にかかる資源管理の状況等の報告について
水産課 上垣主幹

林会長 ありがとうございました。ただ今の説明に対し、何か御意見、御質問がありましたら、御発言を願います。

須藤委員 ここで聞くことじゃないかもしれませんが、高時川の濁流の原因なんです、色々調査されてたと思うんですが、最終的には県境の風力発電の業者さんがやっていた是正工事が原因だということが分かったのでしょうか。どこがするのかわからないですが、事業者に対して何か委員会が物申すといったことは、予定としてありますか。どこがやるべきなんですか。

上野参事 情報なんですけれども、今年度、有識者の先生に入っていて、対策の検討会議というものを、中心は森林の方になりますが、4回にわたって検討会議を開いてきておりまして、原因の検討と対策を提案いただいています。原因の方なんです、報道的にはスキー場跡地が絶対の原因としてのイメージを持たれているかと思いますが、実際に調べてみると、本流、他の支川も含めて土砂が流出しているという実態があるということです。対策としては、一つは、スキー場跡地の対策として、業者が是正工事をやっていくということ、それから検討段階ですが、支流に土砂止めの堰堤のようなものを計画していくといったことがあります。もちろんこれから具体的に検討していく内容ではありますが、その調査費用の方を担当課が計上されています。あとは支流から出てくる濁流については、土の本来の性質があって難しいということも聞きますし、すでに出た土砂が本流に溜まっており、降雨のたびに下に出ていっているということが示唆されるデータもありますし、そこは対策が難しいと専門家も言われております。

濁水への対策としては、業者による是正工事と堰堤の設置が主であり、水産的な面から言うと、姉川はアユの産卵場としてすごく大事でありますので、根本的な解決にはならないですが、毎年河床耕耘というものを水産多面的で取り組んでもらっておりますので、その辺を引き続きやっていこうと考えております。

須藤委員

ありがとうございます。

スキー場の跡地に風力発電の計画があって、すでに風況ポールなどを立てるのに尾根をひどいほど切り崩してありまして、そこが崩れておりました。見てきました。

上野参事

我々はそのあたりの話は存じ上げておりません。

須藤委員

ずっとそこから河口まで茶色い水が流れている。支流はきれいでしたが、多少は…

上野参事

難しくてですね、スキー場跡地の支流から濁りがよく出ているときもあるみたいですし、そうでないときもあると聞いております。なかなか、一概に言えるものではないのかなと思っております。

佐野委員

結局風力発電は中止になったのですか。

須藤委員

準備書までいって、最後の評価書が出ていない段階で、それにあっちこちから厳しい意見が出て、まだ業者が返事していないという段階だったかと思います。

佐野委員

今、有識者会議で4回ほど会議をやったと聞きましたが、これ、現状、一番ひどいところは、風力発電…、昔のスキー場のところです。丹生川も知っているけれども、大雨が降ってもそこからの濁りが強いだけで釣りができません。他の川も濁ってますがしれてます。釣りに影響が出るほどの濁りではないです。そこさえちゃんと何かしらの方法で強い濁りが出なければ、丹生川さんでは釣りができるのではなかろうかと思っております。私も上流まですべて釣りに行ってます。谷川という谷川全てわかっています。どんな夕立が降ろうとそんな濁るといふことはありませんでした。そういったことも有識者の皆さんに把握してもらって、一番きつところを早く止めるような格好にすると、そんなに大きな影響をないと思います。

上野参事

実際に調査されている部分では、濁りがそのときにどうだったという調査だけでなく、航空測量によりである時からある時の間でどれくらい土砂が出たかを評価しようとはしており、一定、全体から出ているという結果になっているようです。可能な限りの調査はさ

れているということはお伝えしておいた方がいいかと思います。

林会長 今の議題は、資源管理の状況等の報告についてですから、それくらいにして、よろしいでしょうか。

次に、2番目の報告事項に入ります。“アユ資源の状況”について、水産試験場から説明をお願いします。

(2) 報告事項

イ アユ資源の状況について
水産試験場 酒井場長

林会長 ありがとうございます。ただ今の説明に対し、何か御意見、御質問がありましたら、御発言をお願いします。

林会長 よろしいですか、これで本日予定していた議題は終了しました。他に何かご意見等ございますか。

須藤委員 情報提供です。岐阜県養老町の川なんですが、昨日カワウの成鳥を3羽生け捕りにして、今朝、それにGPSの発信機をつけて放鳥してきました。ソーラーバッテリーなので、落ちさえしなければ年にわたってデータを取ることできるようなものなので、琵琶湖とあの辺の関係が分かるんじゃないだろうかと非常に期待しております。今日も仕掛けておいたので、まだ捕れるかもしれないです。GPSが残り5つあるので、つけたいなと思っております。何かまたわかったら、お教えします。

林会長 他にないようでしたら、以上で第362滋賀県内水面漁場管理委員会を終了いたします。